

■教育行政のポイント

“心のバリアフリー”の実現に向けて

菱村 幸彦

2月2日、「心のバリアフリー学習推進会議」から、「学校における交流及び共同学習の推進について～『心のバリアフリー』の実現に向けて～」と題する報告が公表された。

同会議は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、障害者等との共生社会の実現を目指す「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月、関係閣僚会議決定)に基づき、厚生労働省の協力を得て、文部科学省に設けられた有識者会議である。

交流及び共同学習の推進等を提言

報告のポイントは、次の3点である。

第1は、交流及び共同学習の推進。障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習は、障害のある子供とない子供の双方にとって、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となり、「心のバリアフリー」の実現に大きな意義をもつ。各学校においては、交流及び共同学習に学校全体で組織的・継続的に取り組むことが重要である。

第2は、障害のある人との交流の推進。障害のある人との交流は、地域社会の中で、障害のある人と助け合い支え合うことを学び、「心のバリアフリー」を育む機会として大きな意味をもつ。教育委員会は、福祉部局等と連携し、障害のある人との交流ができる団体・施設の連絡先を整理して各学校に共有することが有効である。

第3は、ネットワーク形成の促進。学校において交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うに当たり、教育委員会が中心となり、福祉部局、社会福祉法人、スポーツ・文化芸術などの関係団体等のネットワークを形成することが重要である。

学校における交流及び共同学習の実施については、法律で義務付けられている。すなわち、障害者

基本法は「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない」(16条3項)と定めている。

また、学習指導要領の総則では、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」と定めている(これは小学校の例であるが、中学校、高等学校、特別支援学校にも同趣旨の規定がある)。平成29年改訂の学習指導要領もこれを引き継いでいる。

文科省通知が示す実施上の留意点

心のバリアフリー学習推進会議の報告を受けて、文部科学省は、2月8日付で全国の教育委員会等に通知「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」を发出し、各学校における交流及び共同学習の推進を促している。

通知は、交流及び共同学習の実施上の留意点として、(1)単発の交流だけでなく、年間を通じて計画的に取り組むこと、(2)障害について形式的に理解させる程度にとどまらず、児童生徒が主体的に取り組む活動とすること、(3)交流及び共同学習を行う授業中の活動だけで終わらせないよう、児童生徒等に対する十分な事前学習と事後学習を実施すること、(4)日常の学校生活においても障害者理解について丁寧な指導を継続して実施すること、(5)校長のリーダーシップの下、学校全体で計画的・組織的に取り組み、全教職員が交流及び共同学習の目的・内容等を共有すること、——等を挙げている。

文科省は、平成30年度中に「交流及び共同学習ガイド」を学校がより活用しやすいものに改訂するという。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●伝わる・共有する・学校がみるみる活性化する！《最新刊！》

改訂 **A4・1枚**で学校を動かす 実例シート 85

【編集】渡辺秀貴 B5判・200頁／定価(本体2,400円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

